

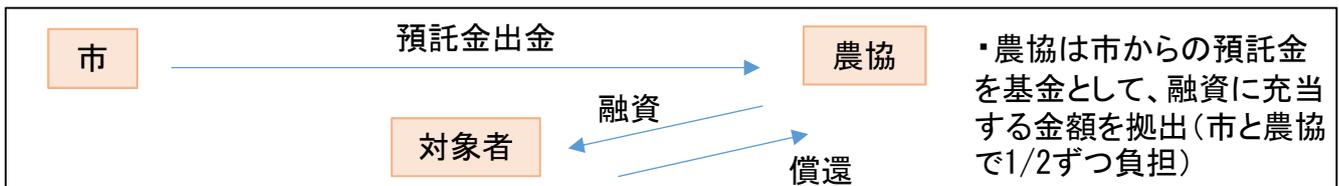
厚木市自立経営農家育成資金融資条例を廃止する条例(案)の骨子

背景

(1) 現行制度

○市内における自立経営農家を育成するため、農業経営に要する資金の低利な融資を行い、農業経営の安定化を図る目的で、昭和53年4月1日に厚木市自立経営農家育成資金融資条例(以下「条例」という。)を施行

○融資制度の枠組み



○融資の概要

対象者	対象事業	融資限度額	手続き等
市内在住10アール以上の農地耕作者、農業後継者、認定新規就農者、農業法人	農業用施設、機械の取得、果樹等の育成、家畜の導入など	個人の場合600万円(特例1,000万円) 法人の場合1,000万円(特例1,500万円)	融資の申込(要連帯保証人)後、貸付審査会にて適否を審査 償還期間は6~10年

(2) 近年の動向(別紙参照)

○JA農機ハウスローン(農協)、スーパーL資金(日本政策金融公庫)などの利便性の高い融資制度が活用されている。

- ・軽トラック購入など幅広い事業に対応
- ・一定額まで無担保・無保証人、最速1週間で融資の判断
- ・高い融資限度額や長期の償還期間

○本市において各種補助制度の充実等、幅広い支援策を実施している。

↳ **平成27年度以降は新規の融資実績がない。**

- ・本制度については、これまでの融資実績に基づき、市と農協が制度の在り方について協議を実施

⇒ **厚木市自立経営農家育成資金融資制度は当初の目的を達成したと判断**

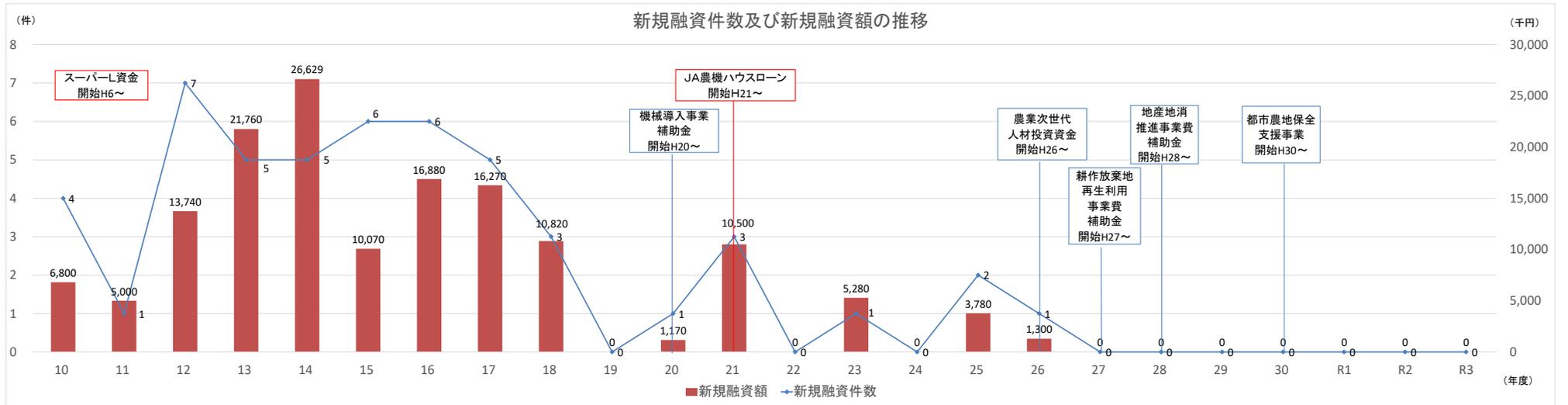
概要

○令和4年度で条例を廃止する。

○令和4年厚木市議会第5回会議(12月定例会議)に条例廃止の議案を提出

○廃止する条例の施行日は令和5年3月1日を予定

- ・条例廃止前に融資の申込みをした者や融資を受けた者に係る廃止前の条例の規定は、条例廃止後も、なおその効力を有するものとする。



融資総額及び預託金額(千円)

	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
融資総額	200,000	200,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	60,000	60,000	60,000	60,000	60,000	60,000	60,000	60,000	40,000	40,000	40,000	20,000
預託金額	100,000	100,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	20,000	20,000	20,000	20,000	10,000

融資制度

開始時期	制度名	内容
平成6年	スーパーL資金	認定農業者向けの経営に関する広範な融資
平成21年	JA農機ハウスローン(農協)	農協組合員向けの農業設備への低利の融資

支援施策

開始時期	制度名	内容
平成20年	機械導入事業補助金	営農集団や農協など団体向けの農業機械等導入補助金
平成26年	農業次世代人材投資資金	認定新規就農者に対して、全額国費で5年間資金交付
平成27年	耕作放棄地再生利用事業費補助金	農業再生協議会会員向けの耕作放棄地解消を目的とした、農業機械等導入補助金
平成28年	地産地消推進事業費補助金	農協向けの地産地消対策を目的とした、農業機械等導入補助金
平成30年	都市農地保全支援事業	生産緑地の指定を延長した農業者向けの県及び市からの農業機械等導入補助金

厚木市自立経営農家育成資金融資条例を廃止する条例（案）に対するパブリックコメント 手続実施要領

1 目的

厚木市自立経営農家育成資金融資条例（昭和53年条例第7号）は、市内における自立経営農家を育成するため、農業経営に要する資金の低利な融資を行い、経営の合理化を推進し、農業の振興を図り、もって農業経営の安定と向上に寄与することを目的に制定しました。

しかし、利便性の高い融資制度の活用などにより、平成27年度以降は新規の融資実績がないことから、令和4年度で厚木市自立経営農家育成資金制度を廃止することに伴い、厚木市自立経営農家育成資金融資条例を廃止することについて、広く市民の皆様に情報を提供するとともに、可能な限り意見を反映するため、厚木市市民参加条例第6条第3項の規定に基づき、パブリックコメント手続を実施します。

2 パブリックコメント手続の対象

厚木市自立経営農家育成資金融資条例を廃止する条例（案）の骨子

3 パブリックコメント手続実施の周知方法

- (1) 広報あつぎ（9月1日号）への掲載
- (2) 厚木市ホームページへの掲載（9月1日から）

4 条例廃止（案）の配布及び閲覧

次に掲げる場所等で9月1日から10月3日まで配布及び閲覧を行います。

- (1) 市役所第二庁舎8階農業政策課
- (2) 市役所本庁舎3階市政情報コーナー
- (3) 各地区市民センター（各公民館）及び上荻野分館
- (4) 本厚木駅連絡所及び愛甲石田駅連絡所
- (5) 保健福祉センター
- (6) 中央図書館
- (7) あつぎ市民交流プラザ（アミューあつぎ6階）
- (8) 市ホームページ

5 意見等提出期間

令和4年9月1日（木）から同年10月3日（月）まで

※ 郵送の場合は、10月3日の消印有効とします。

6 意見等提出資格

- (1) 市内に居住する方
- (2) 市内に通学し、又は通勤する方
- (3) 市内において活動する個人及び法人その他の団体
- (4) 市に納税の義務がある方

7 意見等提出方法

意見等については、所定の用紙に記入の上、次の方法により提出するものとします。

(1) 持参する場合

- ア 市役所第二庁舎 8 階農業政策課の窓口へ直接提出
- イ 市役所本庁舎 3 階市政情報コーナーに設置されたパブリックコメント意見提出箱に投函
- ウ 次に掲げる場所に設置されたわたしの提案の提案箱に投函
 - (ア) 市役所本庁舎 1 階
 - (イ) 各地区市民センター（各公民館）及び上荻野分館
 - (ウ) 本厚木駅連絡所及び愛甲石田駅連絡所
 - (エ) 保健福祉センター
 - (オ) 中央図書館
 - (カ) あつぎ市民交流プラザ（アミューあつぎ 6 階）

(2) 郵送する場合

郵送先 〒243-8511

厚木市環境農政部農業政策課農業政策係宛て

(3) ファックスで送信する場合

ファックス番号 046-223-0174

(4) 電子メールで送信する場合

メールアドレス 3600@city.atsugi.kanagawa.jp

※ 電子メールの件名「厚木市自立経営農家育成資金融資条例廃止（案）パブリックコメント意見」

8 意見等の取扱い

- (1) 提出された意見等は、厚木市自立経営農家育成資金融資条例廃止に当たっての参考とします。

なお、提出された意見等については、個人情報を除き、意見等の概要及び市の考え方を、後日、市ホームページ及び市政情報コーナーで公表します。

- (2) 提出された意見等に対しては、個別の回答はしません。